

大分県報

平成二十八年
第二八三九号
十二月十三日

（火曜日）

目次

告示

- 一 平成二十八年年度臨時種畜検査に合格した種畜
- 一 土地改良区の定款変更認可
- 一 林業種苗法による生産事業者の登録
- 一 土地改良区の役員のが就退任
- 一 所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示（二件）
- 一 開発行爲の完了

○告示

大分県告示第六百十七号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による平成二十八年年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。
平成二十八年十二月十三日

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
平二八大分県臨二第一号	玉光 (2015子大分黒4331)	黒毛和種	一級
平二八大分県臨二第二号	百合光星 (2015子大分黒4330)	黒毛和種	一級
平二八大分県臨二第三号	吹雪丸	黒毛和種	一級

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平二八大分県臨二第四号	研981 (2015子受卵大黒500)	黒毛和種	一級
平二八大分県臨二第五号	百合135 (2015子大分黒4319)	黒毛和種	一級
平二八大分県臨二第六号	大也27 (2015子受卵大黒222)	黒毛和種	一級
平二八大分県臨二第七号	露臺7 (2015子受卵大黒479)	黒毛和種	一級

大分県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
平成二十八年十二月十三日

土地改良区名	所在地	認可年月日
白水井路土地改良区	竹田市	平二八・一二・二

大分県告示第六百十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
平成二十八年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 登録番号 西部第八三号
- 生産事業者の氏名及び住所 井上 裕子
- 日田市上津江町川原二六八〇番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取・精選

平成二十八年十二月十三日

大分県報（告示）

2 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成
四 事業所の所在地
日田市上津江町川原

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明正土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
理事	衛藤 一敏	豊後大野市緒方町上冬原八二三番地
〃	工藤 隆久	〃 緒方町徳田五三番地三
〃	倉原 昭典	〃 緒方町下徳田二五九番地
〃	麻生 忠徳	〃 緒方町久土知一三六九番地
〃	仲村 亨	〃 緒方町鮎川九八八番地
〃	衛藤 誠藏	〃 緒方町大化二六三二番地
〃	加藤 完一	〃 緒方町平石二九八五番地
〃	吉野 勝幸	〃 緒方町馬背畑六九五番地一
〃	津高 昭基	〃 清川町平石八二二番地
〃	後藤 政美	〃 清川町六種二一七八番地二
〃	甲斐 貴彦	〃 緒方町天神九〇番地一
〃	倉原 五郎	〃 緒方町冬原一四二番地
〃	古庄 博文	〃 緒方町原尻三七〇番地
退任役員		
就任役員		
〃	岸野 稔	〃 緒方町馬背畑一一六番地
〃	阿孫 敬生	大分市高城新町一〇番二七号ロゼ高城六〇二
役員	氏名	住 所
理事	渡部 俊雄	豊後大野市緒方町柚木六〇番地
〃	倉原 宗勝	〃 緒方町下徳田三〇六番地
〃	三代 久夫	〃 緒方町冬原七七一番地
〃	安藤 宣治	〃 緒方町久土知一二番地四
〃	西 秀幸	〃 緒方町鮎川一五八五番地
〃	衛藤 誠藏	〃 緒方町大化二六三二番地
〃	加藤 完一	〃 緒方町平石二九八五番地
〃	進藤 充啓	〃 緒方町馬背畑一九八四番地
〃	羽田野 芳博	〃 緒方町大化一三五〇番地
〃	植田 富年	〃 清川町六種一七九九番地
〃	甲斐 貴彦	〃 緒方町天神九〇番地一
〃	佐藤 富香	〃 緒方町徳田一九三番地
〃	河原 正六	〃 緒方町鮎川二〇九五番地
〃	衛藤 友二	〃 緒方町平石三〇九九番地
〃	阿孫 敬生	大分市高城新町一〇番二七号ロゼ高城六〇二

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成二十八年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所</p>	<p>日田市大字西有田字妹町二百十四番一ほか二十八筆</p>
<p>所在の不明な者の氏名</p> <p>甲斐久徳、甲斐進、加藤正夫、若杉正義、高柳哲郎、松永宏子</p>	<p>二 開発区域の面積</p> <p>五、四九六・一七平方メートル</p> <p>三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名</p> <p>日田市田島本町五番三十号</p> <p>有限会社 宝珠開発</p> <p>代表取締役 田中正史</p>
<p>二 通知の要旨</p> <p>平成二十八年一月十二日付け森保第千三百十四号で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成二十八年十一月二十一日付け農林水産省告示第二千二百九十八号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に揭示する。</p> <p>平成二十八年十二月十三日</p>	<p>四 完了検査年月日</p> <p>平成二十八年十一月二十五日</p>
<p>一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	
<p>所在の不明な者の氏名</p> <p>甲斐久徳、甲斐進、加藤正夫、若杉正義、高柳哲郎、松永宏子</p>	
<p>二 通知の要旨</p> <p>平成二十八年二月九日付け森保第千三百八十八号で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成二十八年十一月二十一日付け農林水産省告示第二千二百九十九号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p> <p>平成二十八年十二月十三日</p>	
<p>一 開発区域に含まれる地域の名称</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	

平成二十八年十二月十三日

大分県報（公告）